

熊本市手数料条例の一部改正について

熊本市手数料条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市手数料条例の一部を改正する条例

熊本市手数料条例（昭和25年告示第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第18号中「軽自動車税」を「軽自動車税種別割」に改め、同項第22号の表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第2条第1項第22号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 平成31年度以前の年度分の軽自動車税を課されたことがある軽自動車に係る納税証明についてのこの条例による改正後の第2条第1項第18号の規定の適用については、同号中「道路運送車両法（昭和26年法律第185号）」とあるのは、「平成31年度以前の年度分の地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号。以下この号において「改正法」という。）附則第39条の規定による改正前の道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第97条の2に規定する軽自動車税の滞納がないことを証明するもの又は改正法附則第39条の規定による改正後の道路運送車両法」とする。

（提出理由）

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）の施行による

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の一部改正等に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。